

令和7年分 年末調整の実務

～改正ポイントを中心に～

税理士 伊東 博之 (伊東博之税理士事務所)

令和7年分の税制改正では、基礎控除や給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設などの改正が行われました。これらの改正は本年11月までの源泉徴収には織り込まれておらず、令和7年分の年末調整において一括して実施することとされています（令和7年12月1日施行、令和7年分以後の所得税について適用）。したがって、この改正により新たに控除の対象となる者については、この年末調整において適用を受けることになりますので、改正の内容のほか手続きにも注意が必要です。

年末調整自体の仕組みに変更はありませんが、特定親族特別控除の適用を受けるために新たに申告書の提出を求めたり確認すべき事項が増えたりして、新たな事務が増えますので、正確な事務処理が求められます。

I 今年の改正点

1 基礎控除の見直し

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の場合、その合計所得

金額に応じて基礎控除額が図表1の通り引き上げられました。

控除額は所得税法の改正により10万円引き上げられ58万円とされたのに加え、合計所得金額が655万円以下の場合には、租税特別措置法の規定による上乗せ額が加算さ

図表1 改正後の基礎控除額

合計所得金額		基礎控除額		改正前
		改正後		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
①	132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
②	132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
③	336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
④	489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
⑤	655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 合計所得金額欄のカッコ内の金額は、収入が給与だけの場合の収入金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、この金額とは異なります。

れることになりました。上乗せ額は表の合計所得金額の番号順に①が37万円、②が30万円、③が10万円、④が5万円となっています。この上乗せは①については恒久的措置とされていますが、②～④については令和7年分と8年分の2年間に限った時限措置とされています。また、合計所得金額が655万円以下の場合の控除額の上乗せの適用は居住者に限りますので、非居住者については適用はありません。

なお、合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額は図表2の通りで改正されていません。

図表2 合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	なし

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。この結果、給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて図表3の通り改正され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

給与所得控除額の引上げに伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得

図表3 給与所得控除額

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」等が改正されました（60ページⅡ(1)）。

3 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じ、図表4の通りの控除額を控除することとされました（所法84の2①③）。

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族および里親に委託された児童（いわゆる里子）（合計所得金額が123万円以下のものに限る）で控除対象扶養親族に該当しない者（合計所得金額が58万円超の者）をいいます。この親族（配偶者を除く）および児童からは、青色事業専従者および白色事業専従者を除きます。

4 扶養親族等の範囲（所得要件）の改正

前記①の基礎控除額の10万円引上げに伴い、基礎控除額等を踏まえて設定されていた各種控除の対象となる者の所得要件が改正されました。

- (1) 同一生計配偶者の合計所得金額要件が58万円以下（改正前48万円以下）に引き

図表 4 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額）				特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	（123万円超	150万円以下）	63万円
85万円超	90万円以下	（150万円超	155万円以下）	61万円
90万円超	95万円以下	（155万円超	160万円以下）	51万円
95万円超	100万円以下	（160万円超	165万円以下）	41万円
100万円超	105万円以下	（165万円超	170万円以下）	31万円
105万円超	110万円以下	（170万円超	175万円以下）	21万円
110万円超	115万円以下	（175万円超	180万円以下）	11万円
115万円超	120万円以下	（180万円超	185万円以下）	6万円
120万円超	123万円以下	（185万円超	188万円以下）	3万円

（注）特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

上げられました。

- （2）扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下（改正前48万円以下）に引き上げられました。
- （3）ひとり親控除に係る生計を一にする子の要件である総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が58万円以下（改正前48万円以下）に引き上げられました。
- （4）配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が58万円超133万円以下（改正前48万円超133万円以下）とされました。
- （5）勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下（改正前75万円以下）に引き上げられました。

これらの改正は、いずれも令和7年分以後の所得税について適用されます。

以上をまとめると**図表5**の通りとなります。

5 ①～④に関する改正

前記①～④の改正のほか、次の改正が行われています。

- （1）前記①および②の改正に伴い、令和7年分の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正され、本年12月1日以後支払われる給与について適用されます。
- （2）「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が新たに制定され、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、特

図表 5 所得金額要件の新旧対照表

扶養親族等	所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者 扶養親族 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 （123万円以下）	48万円以下 （103万円以下）
配偶者特別控除の対象配偶者	58万円超 133万円以下 （123万円超 201万5,999円以下）	48万円超 133万円以下 （103万円超 201万5,999円以下）
勤労学生	85万円以下 （150万円以下）	75万円以下 （130万円以下）

（注）カッコ内の数字は収入が給与だけの場合の収入金額を示しています。

定親族の氏名や合計所得金額等を記載したこの申告書を、その給与の支払者を経由して所轄税務署長に提出することとされました。

6 通勤手当の非課税限度額の改正

本稿執筆時現在、まだ公布されてはいませんが、通勤手当の非課税限度額の引上げが予定されているといわれています。令和7年6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、「地方において利用率の高いマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額は、2014年の見直し以降、ガソリン価格が上昇する中で、10年以上据え置かれている。」と述べ、速やかに見直しを行うとしています。また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、「長年据え置かれてきた公的制度の基準値や閾値の例として、…マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。」とされています。いずれも「速やかに」とありますので、令和7年分の所得税について年末調整に間に合うように公布、施行されるのではないかと考えられます。

Ⅱ 来年以降の改正点

- (1) 給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和8年分以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）および賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改正されました。
- (2) 源泉控除対象親族が新たに定義され、「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載事項が控除対象扶養親族から源泉控除

対象親族へ改正されました。この源泉控除対象親族とは、控除対象扶養親族ならびに居住者の親族（配偶者を除く）および里親に委託された児童（いわゆる里子）でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者および白色事業専従者を除く）のうち年齢19歳以上23歳未満の者で、合計所得金額が100万円以下で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。つまり従来の「控除対象扶養親族」に加えて、特定親族に該当する者のうち合計所得金額が100万円以下であるものを源泉控除対象親族といいます。

- (3) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分に支払った新生命保険料の金額に応じて所得控除額を計算する特例が設けられました。

Ⅲ 年末調整と令和7年分改正

1 年末調整の概要

年末調整とは、給与の支払者がその年最後に給与の支払いをする際、給与の支払いを受ける者ごとに、次の①と②とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

- ① その年中に給与を支払う都度源泉徴収をした所得税および復興特別所得税の合計額
- ② その年中の給与の支払総額について納付すべき税額（年税額）

その手順はまず、その者に1年間に支払うべきことが確定した給与の額を合計して次の順序により行います。

- (1) その年の1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額から「年末調整等のための給与所得

控除後の給与等の金額の表」により給与所得控除後の給与の金額を求めます。

- (2) 前記(1)により求めた額から扶養控除などの所得控除額を差し引きします。
- (3) この所得控除額を差し引いた金額(1,000円未満切捨て)に、所得税の税率を当てはめて税額を求めます。
- (4) 住宅借入金等特別控除等の控除を行う場合には、この控除額を上記(3)により求めた税額から差し引きします。
- (5) この控除額を差し引いた税額に102.1%を乗じた税額(100円未満切捨て)が、その者が1年間に納めるべき所得税および復興特別所得税の額(年調年税額)になります。
- (6) 源泉徴収をした所得税および復興特別所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税および復興特別所得税の額より多い場合には、その差額の税額を還付します。逆に、源泉徴収をした所得税および復興特別所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税および復興特別所得税の額より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。

以上のような例年の年末調整制度の枠組みに、本年は基礎控除や給与所得控除の引上げ等の改正事項を織り込んで年末調整を実施する必要があります。

2

令和7年分の年末調整

前記Ⅰの改正は本年12月1日の施行とされ、その適用は本年分以後とされていますので、改正の内容は本年11月までの源泉徴収にはまったく反映していません。したがって、基礎控除や給与所得控除の引上げ後の控除額の適用、特定親族特別控除の適用を受けられる者などは、本年の年末調整

で適用を受けることとなりますが、そのための手続きが必要となります。改正項目別に確認していきます。

(1) 基礎控除の引上げ

基礎控除は合計所得金額が2,500万円以下の者について、その者の合計所得金額に応じて控除額が定められています。本年分は合計所得金額2,350万円以下の者には、一律10万円控除額が引き上げられたほか、合計所得金額が655万円以下の者には、さらにその者の合計所得金額に応じて上乗せがされますので、合計所得金額を確実に把握することが重要となります。このため「給与所得者の基礎控除申告書」の提出を求めてその内容を確認します(57ページ図表1、58ページ図表2)。

なお、この改正は令和7年11月までの給与の源泉徴収事務には影響がありませんので、それまでは改正前と同じく通常の源泉徴収を行うことになります。

Q1 上乗せの期間の違い

基礎控除額は、10万円引上げのほかに上乗せがされています。合計所得金額が132万円以下の人については恒久的措置のようですが、132万円を超える人については令和7年分と8年分に限られているのはなぜでしょうか。

A：上乗せ分については、政府提出の改正法案には盛り込まれていませんでしたが、与党提案の上乗せ修正案が衆議院で可決、最終的に参議院でも可決されて、57ページ図表1の通りの控除額となっています。この修正案については、提案者による次のような趣旨説明が行われています(第217回国会 財務金融委員会第7号(令和7年3月4日)会議録)。

低所得者層の税負担に対して配慮する

観点や、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例を創設する。具体的には、まず、給与収入200万円相当以下の者について、恒久的な措置として37万円の基礎控除の上乗せを行う。また、給与収入200万円相当超850万円相当以下の者については、令和7年分及び8年分の2年間において、各年の所得金額に応じて基礎控除の上乗せを行う。

この説明では理由の詳細は不明です。推測するに、低所得者については引上げ後の基礎控除が引き続き必要であるが、一定金額を超える所得者については恒久的措置とするまでの必要性が認められないとされたものと思われます。

Q2 基礎控除申告書の様式等

基礎控除の適用を受ける場合の「給与所得者の基礎控除申告書」の様式や記載事項の改正はありますか。提出の手続きについてはどうでしょうか。

A:「給与所得者の基礎控除申告書」自体は法定されていませんが、国税庁が申告書の様式を公表しています。それによると、控除額の引上げにより控除額の計算欄が改正されていますが、記載事項は例年通りです。また、申告書の様式は令和2年以来、複数の申告書をまとめた兼用様式となっていますが、本年の場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」、「所得金額調整控除申告書」と本年新たに制定された「給与所得者の特定親族特別控除申告書」との兼用様式になっています。

(注) 令和6年分の申告書は、定額減税のための申告書も兼ねていました。

申告書を提出する手続きも改正されてい

ません。年末調整において基礎控除の適用を受けようとする者は、本年最後に支払いを受ける日の前日までに、給与支払者の氏名または名称、その者の合計所得金額の見積額、申告書を提出する者の氏名および住所、またその見積額に応じて計算した基礎控除の額等を記載した申告書を、給与の支払者を通じて所轄税務署長に提出することとされています。

Q3 令和7年11月30日以前に国内に住所を有しなくなる場合

令和7年度税制改正による改正事項の施行日は令和7年12月1日ですから、同年11月以前に非居住者となった人は改正後の基礎控除等の適用を年末調整では受けられませんが、どのようにすれば適用が受けられますか。

A: 令和7年11月30日以前に海外勤務のため、国内に住所および居所を有しないこととなり非居住者に該当し、年末調整で令和7年度税制改正による基礎控除の引上げ等の適用を受けない場合には、次の方法により適用を受けることができます。

- ① 出国の時までに準確定申告書を提出する場合には、令和7年12月1日から令和12年11月30日までに更正の請求書を提出する。
- ② ①以外の場合には、令和7年12月1日以後に準確定申告書を提出する。

この場合において、国内に住所および居所を有しない間に前記①の更正の請求書または②の準確定申告書等の提出をするときは、納税管理人の選任届出書を提出することにより納税管理人を選任する必要があります。

なお、非居住者については、基礎控除の上乗せ(57ページIの①)は適用されませんので、合計所得金額が2,350万円以下の場合の控除額は58万円です。

(2) 給与所得控除の引上げ

給与所得の金額は、給与の収入金額からその収入金額に応じてあらかじめ定められた給与所得控除額を控除して計算することとされています。この給与所得控除は、現在最低保障額が55万円とされていますが、これを10万円引き上げ65万円とされました。この最低保障額は令和2年に、基礎控除額を10万円引き上げることとの見合いとしてそれまでの65万円から10万円引き下げた経緯があります。今回は、前述の与党の令和7年度税制改正大綱で「物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に引き上げる。」との考え方が明らかにされています。

この改正も基礎控除の改正と同じく、令和7年11月までの給与の源泉徴収事務には影響がありません。したがって、この改正の内容は令和7年12月に行う年末調整において、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により1年間の税額を計算し、改正前の源泉徴収税額表によって計算した源泉徴収税額との精算を行うことで、令和7年分の所得税として取り込まれます。

(3) 特定親族特別控除の創設

前記Ⅰ④の通り本年の改正で創設された特定親族特別控除を、居住者が年末調整で受ける場合には、その年最後に給与の支払いを受ける日の前日までに、次の事項を記載した「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を、給与の支払者を通じて所轄税務署長に提出しなければならないとされて

います。

- ① 給与支払者の氏名または名称
- ② 特定親族の氏名、個人番号およびその者のその年の合計所得金額またはその見積額ならびにその者が非居住者である親族である場合にはその旨
- ③ 申告書を提出する者の氏名および住所
- ④ 特定親族の生年月日、住所および申告者との続柄
- ⑤ 特定親族の合計所得金額またはその見積額に応じ計算した特定親族特別控除の額およびその計算の根拠
- ⑥ その他参考となるべき事項

なお、この申告書は前記Q2の通り、他の申告書との兼用様式となっています。

Q4 特定親族特別控除の適用を受ける場合の手続き

年末調整において新たに設けられた特定親族特別控除の適用を受けるための手続きはどうすればよいでしょうか。

A：年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族（いわゆる里子を含み、配偶者、青色事業専従者等を除く）を有する者は、令和7年分以後特定親族特別控除の適用が受けられることになりました。

居住者である親族がこの控除の対象となる場合には、年末調整において前記の通りの手続きにより適用を受けることになります。

また、控除の対象となる親族が非居住者である親族（以下、「国外居住親族」という）である場合には、特定親族特別控除申告書を提出する際に「親族関係書類」および「送金関係書類」を給与の支払者に提出または提示する必要があります。ただし、国外居住親族である特定親族が源泉控除対象親族（60ページⅡ(2)）に該当するため、給与所

得者の扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」の提出または提示をしている場合には、特定親族特別控除申告書を提出する際に「親族関係書類」の提出または提示をする必要はありません。

なお、特定親族に該当するかどうかの判定は、その申告書を提出する日の現況により行います。

Q5 特定親族特別控除と特定扶養控除との異同

年齢19歳以上23歳未満の者を対象として、最高63万円の特定期親族特別控除が創設されましたが、すでに同じ年齢の者を対象とする1人につき63万円の特定期扶養親族に係る扶養控除制度がありますが、これら2つの控除はどのような違いがあるのでしょうか。

A：特定扶養親族は、昭和63年12月の税制の抜本的な改正が行われた際に、教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族を有する者について、一般の扶養控除に代えて割増控除を認める制度として導入されたものです。導入時の年齢は、高校生、大学生の子を抱える世帯ということで年齢16歳以上23歳未満とされていましたが、その後、平成22年度の税制改正におい

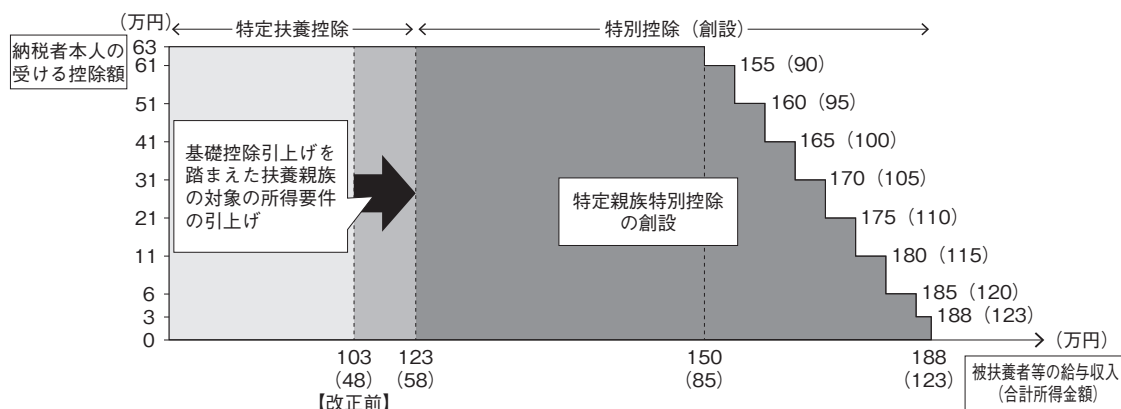
て、「控除から手当へ」の基本理念の下、高校の授業料が実質無償化とされることに伴い、特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の特定期扶養控除の上乗せ措置が廃止されたことにより、特定扶養親族の範囲が年齢19歳以上23歳未満の者とされています。

このように、特定扶養控除と特定親族特別控除の創設の趣旨は、趣を明らかに異にしていますし、その控除の要件も特定扶養控除は控除対象扶養親族であることが要件となりますが、特定親族特別控除は控除対象扶養親族に該当しないことが要件とされています。この関係を図示してみると図表6の通りとなります。

なお、控除対象扶養親族および合計所得金額100万円以下である特定親族は「源泉控除対象親族」(Ⅱ(2)参照)とされました。令和8年1月以後に支払うべき給与について提出する扶養控除等申告書等には「源泉控除対象親族」を記載することとなります。

(注) 給与所得者が提出する扶養控除等申告書等に源泉控除対象親族として記載される特定親族は、合計所得金額が58万円超100万円以下の者となります。また、扶養控除等申告書等に「源泉控除対象親族」を記

図表6 特定親族特別控除と特定扶養控除との区分



(出典：財務省HP「令和7年度 税制改正の解説」)

載することで、各月（日）の源泉徴収の際に、特定親族特別控除が適用されます。

(4) 年調年税額の計算

Q6 年調年税額を計算するうえでの注意点

まとめとして、令和7年12月に行う年末調整で税額計算を行う場合の注意事項を教えてください。

A：令和7年12月に行う年末調整の税額計算において、注意する点は次の通りです。

① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（国税庁HP「令和7年分年末調整のしかた」に掲載）を使用します。

② 基礎控除額（改正後）の控除

基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除します。

③ 特定親族特別控除額の控除

特定親族特別控除が創設されましたの

で、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除します。

④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額と年調年税額との差額の取扱い

本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）を、その過納となった者に還付します。

過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分）として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」（以下、「徴収税額」という）から差し引き、過納となった者に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する徴収税額から差し引き順次還付します。

なお、還付することとなった日の翌月から2カ月を経過しても過納額を還付しきれないと見込まれる場合については、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、所轄税務署に提出することで、過納額の還付を受けることができます。

【執筆者略歴】伊東 博之（いとう ひろゆき）

東京国税局採用後、国税庁法人課税課（源泉所得税担当）、国税不服審判所審判官、麻布税務署長を歴任。退職後、税理士事務所を開業。主な著書に『Q&A源泉徴収実務と課税判断』（税務経理協会）、『詳解源泉所得税』（大蔵財務協会）など。

著者 伊東博之税理士事務所
税理士 伊東 博之
ビジネスガイド 2025年11月号より